

校区青少年健全育成推進協議会活動費補助金事業要領

1 目的

次代を担う青少年の心身ともに健全な育成を図るため、各校区で取り組む事業について、必要な経費の一部について補助する。

2 補助事業者

小学校区青少年健全育成推進協議会（各小学校区単位 26校区）

3 補助対象事業

事業名	事業の内容	事業規模等
家庭教育振興事業	(1) 家庭教育活動費事業 地域住民を対象とし、講演会、懇談会、集会等家庭教育に関する学習を行う事業	生涯学習センター、地区市民館等において、年間3～4回程度実施
	(2) 「家庭の日」推進事業 「家庭の日」の趣旨を考え、家庭が互いに深い信頼とあたたかい愛情で結ばれるように、ふれあい活動、あいさつ運動等の明るい家庭・社会づくりに努める事業	地域の実情にあった方法により、年間を通じて必要に応じて随時実施。
青少年健全育成事業	(1) 道徳教育活動事業 学校における道徳教育をより効果的に推進するために、家庭・学校・地域社会が連携して、文化活動やスポーツ、奉仕活動など地域の活動や行事を企画し、そこに親子あるいは三世代で参加できる環境づくり（スポーツ活動、清掃活動、敬老行事などにおける小中学生の参加）を推進する活動	
	(2) 広報啓発事業 チラシ・ポスターの配布、立て看板の設置、機関誌等による広報啓発事業	

4 実施上の留意事項

事業実施にあたっては、地域の実情に即した実施計画を作成し、地域住民の意識の高揚を図り、総ぐるみの運動を展開するよう、関係機関、団体等との連絡をとり、円滑な事業運営をお願いします。